



その議事録、まだ紙ですか？

取締役会議事録などの「法定議事録※」を電子化でラクラク運用



デー

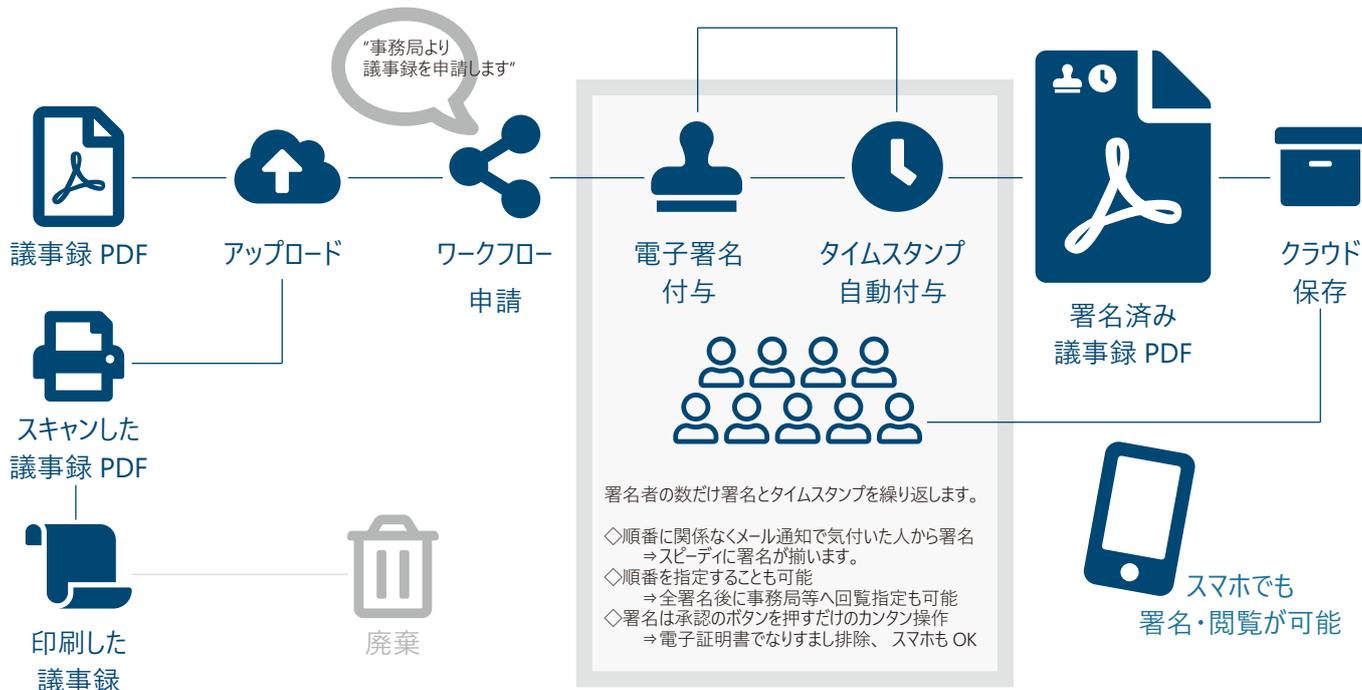
アクタ

d-acta

(d-acta はデジタルの「d」と議事録のラテン語「acta」からなる造語です)

JCAN 証明書
法務局電子証明書
マイナンバーカード等
各種証明書に対応

※取締役会議事録は会社法で10年間の原本保存が義務付けられており、紙でも電子ファイルでも作成・保存が可能



電子議事録の法的根拠

◇議事録の作成方法

- 会社法第368条第3項、第4項 ・ 書面でも電磁的記録でも作成可能
- 会社法施行規則第101条第2項 ・ 書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない

◇電磁的手法にて作成された議事録への署名方法

- 会社法第368条第4項 ・ 法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置が必要
- 会社法施行規則第225条第6号 ・ 記名押印に代わる措置は「電子署名」

◇電子署名の要件①本人性の確認

- 電子署名法第2条第1項、及び会社法施行規則第225条第2項 ・ 署名を行ったのが署名者（出席取締役）であることが確認できることが必要
- ・ 本人であり、かつ本人のみが署名できる状態であることの確認

◇電子署名の要件②署名の変更・改ざん防止

- 電子署名法第2条第1項、及び会社法施行規則第225条第2項 ・ 署名の検証ができること
- ・ 署名検証行為により署名データ改変のないことを確認できること

◇電子証明書の要件（電子署名の要件①、②を満たすための技術的要素）

- 電子署名法第2条第3項、及び電子署名法施行規則第2条 ・ 政府指定の技術基準（暗号技術）を充足すること【PKI 基盤電子証明書】
- ⇒会社法上の「署名」と認められ、かつ民事訴訟法上の推定効力が生じる

法令に準拠した電子証明書とは？

下記(1)～(4)全て法令準拠の電子証明書として電子署名に用いることができます。

政府系の証明書	(1)政府作成の電子証明書	(2)地方公共団体が発行する電子証明書
	商業登記に基づく電子認証制度（商業登記法第12条の2他）により設置された政府認証局（法務局等）において登記官が発行した電子証明書	公的個人認証制度に基づき、地方公共団体が発行する電子証明書。住民登録情報に基づき発行され、マイナンバーカードに格納される。（公的個人認証法）
民間企業の証明書	(3)認定認証業務の発行する電子証明書	(4)特定認証業務の発行する電子証明書
	特定認証業務を行う事業者が、政府の認定を受けること（電子署名法4条以下）により政府の認定した事業者として（認定認証業務）発行する電子証明書（TDB、セコムなど現在10業者）	政府の指定する技術基準（暗号技術）を充足する強度を持つ場合、その証明書の発行が「特定認証業務」とされる。（JIPDEC、GMOグローバルサインなど）

※paperlogicはJIPDECのJCAN証明書を利用、他に法務局発行の電子証明書、マイナンバーカードも利用可能

paperlogic® 電子稟議の特長



タイムスタンプ・電子署名
使い放題

タイムスタンプは電子署名とセットで標準装備、月額料金に含まれているので回数に気をせずタイムスタンプ（電子帳簿保存法対応、認定タイムスタンプ登録通知番号 U00019-001）の利用が可能



ドラッグ&ドロップによる
カンタン編集

マウスによるカンタン操作、紙で運用中の申請書式を忠実に再現可能な「フリーレイアウト」のフォーム編集機能で紙のデザインを損わずに素早く電子化可能



金額分岐など
豊富な機能設定

一つのフォームに複数の承認経路を関連付けて選択可能にしたり、金額などの条件に応じて自動で分岐するなど柔軟な承認経路が設計可能



外部マスタ連携機能

外部の（またはクラウド上に作成した）マスタデータとフォームを連携させることにより、申請時にマスタデータを検索したり自動的に引用したりすることが可能



CSV データ連携機能

CSV データファイルを読み込んで申請フォーム、請求書、領収書などの定型文書を自動生成することが可能



API 連携機能

オプションで外部システムとの API 連携が可能（別途費用がかかります）